

## 令和8年度 「OTAMESHI（お試し）就農」募集要領

### 1 目 的

農業の後継者不足を解消するため、県外等から就業希望者を誘致し、農業法人等でのインターンシップ型研修を通してマッチングすることにより、農業人材を確保・育成する。

2 募集期間 (水稲コース) 令和8年7月17日(金)、  
(園芸コース) 令和9年11月30日(月) 申込締切

3 研修期間 1週間以上2ヵ月以内(単位は月または週単位とする)

4 対 象 者 福井県内で新規就農(就業)を目指す方

5 募集定員 15名程度

6 研修内容 最大2カ所の県内農業法人等での農業研修。  
(日程および詳細については、別途調整し、決定する。)

### 7 補助内容

県は、予算の範囲内において、研修生に対し、次の金額を補助する。ただし、次の(1)、(2)、(3)は、県外から参加する研修生に限る。

#### (1) 居住地からの旅費

研修生の居住地と研修開始地の往復旅費の1/2以内の額を補助する。往復旅費の算定方法は県の旅費規定による。

#### (2) 宿泊費

研修期間中の宿泊費の1/2以内の額を補助する。ただし補助上限額を、1人1泊あたり2,500円かつ、1人あたり月53,000円とする。

#### (3) 交通費

研修期間中の移動にかかる交通費の1/2以内の額を補助する。ただし補助上限額を、1人あたり月5,000円とする。交通費の計算方法は県の旅費規程による。

#### (4) 研修費

補助上限額を、1人あたり月148,000円(週単位で研修する場合は週37,000円)とする。

ただし、負担内訳を県補助金114,000円、受入農業法人34,000円(週単位で研修する場合は県補助金28,500円、受入れ農業法人8,500円)とする。

## 8 主催および申込み先

福井県農林水産部園芸振興課

TEL : 0776-20-0433、FAX : 0776-20-0650、E-Mail : [engei@pref.fukui.lg.jp](mailto:engei@pref.fukui.lg.jp)

## 9 申込書類

研修の受講を希望する者は、募集期間内に「研修申込書」を県に提出する。

## 10 研修受入れ農業法人等の要件

- (1) 概ね年間を通じて農業を営み、今後も継続して農業経営を行う予定の農業法人および個人経営者（以下、農業法人等という）であること。
- (2) 研修生に対して十分な指導ができる指導者（以下「研修指導者」という。）を配置できる農業法人等であること。
- (3) 従業員を雇用したい意志を有していること。
- (4) 受入農業法人等の負担金（研修経費）として、月あたり34,000円を研修生に支払うこと。なお、週単位で研修する場合は、週あたり8,500円とする。
- (5) 以下の全ての項目について、就業規則もしくはこれに準ずるものに規定されており研修生に対しても同等の取扱いをさせること。
  - ア 研修時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を確保すること。
  - イ 毎週1日以上または4週間を通じて4日以上の日を確保すること。
- (6) 就業規則を定めていること。
- (7) 過去に、雇用および研修に関して法令に違反したこと、研修生や従業員との間でトラブル等がないこと。ただし、当該トラブル等がすでに是正され、1年を経過している場合はこの限りではない。なお、「雇用および研修に関して法令に違反したこと」とは、違反により労働基準監督署から指摘されたことを含む。
- (8) ハローワークに求人情報を登録、もしくは求人情報を県に提示し、求人条件を明らかにしていること。
- (9) 過去5年間に雇用した常勤の従業員のうち、退職した従業員数が、過半数以上ではないこと。なお、雇用条件等の改善が明らかである場合はこの限りではない。
- (10) 原則、過去に当事業により受け入れた研修生が3人以上の場合は、そのうち1人以上に採用希望を出したことがあること。
- (11) 県から研修実施状況およびその結果、関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。
- (12) 別途定める登録規程の手続きにより登録すること。なお、昨年度に承諾書を提出した農業法人等は、この限りではない。

## 11 研修受講者の要件

- (1) 農業法人への雇用就農する意欲が旺盛かつ継続して雇用就農する意志を有し、申込時の年齢が65歳未満であること。
- (2) 過去に本研修を受講していないこと。  
ただし、過去に採択された場合であっても、助成を受けずに中止した場合または取り下げた場合、もしくは農業法人等の都合による中止が理由であると県が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 研修奨励金、県単就農給付金（準備型）の支給期間中の者でないこと。
- (4) 怪我や病気に備えて、傷害保険に加入していること。
- (5) 県から研修を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- (6) 研修開始後、次に該当する場合は、補助金の全部または一部を交付しません。
  - ア 著しく研修計画に即した研修が行われていない場合。
  - イ 農業法人等の都合により研修を中止した場合。（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合を除く。）
  - ウ 虚偽の申請や報告等、事業に関する不正が認められた場合。

## 1 2 研修生採択の審査および研修先の決定

提出された研修申込書をもとに園芸振興課が面談を実施し総合的に判断する。また、研修先は希望する就農地の法人等と面談を実施し決定する。ただし、既に研修先が内定しており、マッチングが不要と認められる場合には、書類審査のみとします。

なお、研修生の採択にかかる審査内容等の問い合わせには一切回答しません。

## 1 3 審査結果および研修先決定等の通知

園芸振興課が申込内容を審査した上で、申込者に審査結果を通知します。

## 1 4 注意事項

- (1) 交付申請書等の書類が、県が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。また、予算の範囲内で支給することから、予算の執行状況に応じて、補助額を減額する場合があります。